

事務連絡  
平成28年3月25日

各都道府県消防防災主管課 }  
東京消防庁・政令指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

### 住宅用火災警報器等の配布モデル事業への協力について

標記について、一般社団法人全国消防機器協会から事業の実施に係る協力依頼がありました。(別紙参照)

本事業は、消防庁が実施している「住宅防火・防災キャンペーン(実施期間9月1日～9月21日)」にあわせて実施されるもので、高齢者世帯に対し無料で住宅用火災警報器等を配布する事業です。

住宅防火対策の推進に寄与することが期待されますので、ご協力についてご検討いただきますようよろしくお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知いただくようお願いします。

なお、本事業に関する問い合わせ及び申請につきましては、下記事務局にお願いいたします。

### 記

#### 【問い合わせ及び申請先】

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」事務局

TEL 03-3595-1868

FAX 03-3595-0189

Eメール [shouboukiki@nfes.or.jp](mailto:shouboukiki@nfes.or.jp)

#### 【担当】

消防庁予防課予防係 齋藤 森野

電話：03-5253-7523

E-mail: [s.morino@soumu.go.jp](mailto:s.morino@soumu.go.jp)

全消機協 第 11 号  
平成28年3月14日

消防庁 予防課長 鈴木 康 幸 様

一般社団法人全国消防機器協会  
会 長 北 爪 敬 治

「社会貢献委員会」が実施する住宅防火・防災キャンペーンにあわせた住警器等の配布モデル事業への協力について(お願い)

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務につきまして、多大なご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人全国消防機器協会(以下「協会」という。)におきましては、住宅火災や地域の安全・安心に対する消防防災を取り巻く社会情勢を踏まえ、協会及び傘下の団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献を積極的に行うこととしております。このため、平成16年7月に「社会貢献委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、活動しているところであります。

平成23年6月から、全国のすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されたことを踏まえ、昨年度におきましては、さらに住民一人ひとりが住宅防火に関心をもっていただくために、これらの機器の普及に係る広報・普及啓発活動の一助となすため、全国の20地域の高齢者世帯に住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品を配布させていただいたところであります。

平成28年度につきましては、更なる住民の住宅防火に対する意識の高揚並びに住宅用火災警報器の更なる普及並びに住宅用消火器及び防災製品の普及促進を図るため、別添2「住警器等配布モデル事業実施要綱」を策定しました。この要綱に基づき、地域の高齢者世帯に対する住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品の配布及び取付けを行うモデル事業を下記のとおり実施することとし、全国各都道府県内の市町村及び消防本部に対して、当該モデル事業実施希望者の募集を行うことといたしました。(事業の概要については、別添1参照) つきましては、当該事業が円滑に実施できますよう、貴庁から各都道府県にご協力方のお口添えを賜りたく、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1 配布対象地区

配布対象地区は、住宅防火モデル地区又は住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)が整備されている市区町村又は消防本部内の地区で、次の要件を満たし、かつ、配布及び取付け等の事業に協力が可能な地区とする。

- (1) 各都道府県において、原則として、2地区以内とすること。  
ただし、特に高い社会貢献が認められる事業提案にあつては、この限りではない。
- (2) 1地区当たり配布対象となる高齢者等のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。
- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住宅用火災警報器及び住宅用消火器の取り付けが行え、火災などの災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っていること。
- (4) 原則として、過去に当「社会貢献委員会」等から住宅用火災警報器の配布を受けていないこと。
- (5) 報道機関等に積極的に事業の実施について広報し、情報提供をすること。

## 2 配布予定の住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品

- (1) 住宅用火災警報器は、「住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令」(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器とし、配布個数は原則として一地区当たり概ね100個とする。
- (2) 住宅用消火器は、「消火器の技術上の規格を定める省令」(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とし、配布本数は原則として一地区当たり概ね25本とする。
- (3) 防災製品は、公益財団法人日本防災協会が認定する防災製品のうち、防災エプロン及び防災アームカバーとし、配布セットは原則として一地区当たり概ね25セットとする。

## 3 申請書

「住警器等配布モデル事業実施要綱」別記様式による。

※ 応募方法等は、当協会ホームページをごらん下さい。

**<http://www.nfes.or.jp>**

## 4 申請期限

平成28年5月27日(金) 必着 (電子メール、FAXでの申込みも可とします。)

## 5 申請書提出先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館 3階  
一般社団法人 全国消防機器協会「社会貢献委員会」  
事務局 (担当者 鈴木/橋本)

TEL 03-3595-1868 FAX 03-3595-0189

Eメール [shouboukiki@nfes.or.jp](mailto:shouboukiki@nfes.or.jp)

「社会貢献委員会」が実施する平成28年度 敬老の日の「住宅防火・防災キャンペーン」にあわせた住警器等配付モデル事業について(概要)

一般社団法人全国消防機器協会  
「社会貢献委員会」

## 1 事業内容

- (1)住宅防火対策推進の観点から昨年度に引続き、火災等の災害時に高齢者への支援体制ができる環境が整っている高齢者世帯に対する住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災製品の配布事業を行う。
- (2)配布する住警器は2,000個(煙式のもの)、消火器は500本及び防災製品500セットとし、1団体あたり、原則として、住警器は100個、消火器は25本、防災製品は25セットを配布する。
- (3)配布先団体は、当委員会が選定する地区の団体(概ね20団体)とする。
- (4)配布する者は、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」とする。

## 2 実施方法

- (1)当該事業は、消防庁の協力を得て、当協会「社会貢献委員会」が行う。
- (2)配布対象地区については、当委員会が定める「平成26年度住宅用火災警報器・住宅用消火器配布モデル事業実施要綱」に基づき選定する。
- (3)配布及び取り付け時期  
9月15日の敬老の日を中心に行われる「住宅防火・防災キャンペーン」に併せて実施。(9月1日～21日)

## 3 スケジュール

平成28年3月14日 「社会貢献委員会」開催 実施計画・要綱等の決定

↓

3月下旬

消防庁予防課長宛機器協会会長名モデル事業実施に関する全国への通知の依頼

↓

4月上旬～5月下旬

モデル事業実施地区の公募の開始

募集期間は、4月及び5月の2ヶ月間とする予定

- ① 消防庁から各都道府県を經由し、市町村・消防本部に募集の呼びかけ
- ② 機器協会ホームページに掲載
- ③ 月刊フェスク4月号(日本消防設備安全センター発行)に掲載

**※ 募集の締め切り 平成28年5月27日(金)**

↓

6月中旬 応募書類の整理及び予備審査

↓

6月下旬 配布等モデル実施地区選定委員会の開催（実施地区の決定）

↓

7月上旬 配布先への決定通知。消防庁へ報告(予定)。  
対象外となったところに対する通知

↓

8月中 配布開始(予定)

予め、モデル事業実施地区決定の申請者に次の団体又は企業から連絡をします。

一般社団法人 日本火災報知機工業会(会員企業)

一般社団法人 日本消火器工業会(会員企業)

公益財団法人 日本防災協会

↓

9月

住宅防火・防災キャンペーン(敬老の日・9月15日を含む期間9月1日から21日まで)に合わせて住宅用火災警報器、住宅用消火器及び防災製品を配布・取り付け

## 平成28年度 住警器等配布モデル事業実施要綱

平成28年3月14日 制定

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」

## 第1 目的

住宅火災による死者を低減させるためには、住民一人ひとりが住宅防火に関心をもつこと、また、火災を早期に発見するとともに初期消火することが必要である。

このため、一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」(以下「社会貢献委員会」という。)では、全国の高齢者世帯に対し、住宅用火災警報器(以下「住警器」という。)、住宅用消火器(以下「消火器」という。)及び防災製品の配布モデル事業を行い、住民の住宅防火に対する意識の高揚及び住警器、住宅用消火器及び防災製品の普及促進を行うことを目的とするものである。

## 第2 住警器、消火器及び防災製品

配布する住警器、住宅用消火器及び防災製品は、次のものとする。

- 1 住警器は、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成17年1月25付け総務省令第11号)に適合する警報器(煙を感知する性能を有する住宅用火災警報器。)とする。
- 2 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令(平成12年9月14付け自治省令第44号)に適合する住宅用消火器とする。
- 3 防災製品は、(公財)日本防災協会が認定する防災製品のうち、防災エプロン及び防災アームカバーとする。

## 第3 配布モデル事業実施地区

住警器等の配布モデル事業(以下「配布事業」という。)は、市町村(又は消防本部)内の地区のうち、高齢者世帯の占める割合が多く、かつ、住宅防火対策の推進について、自主的な取り組みを実施している住宅防火モデル地区、住宅防火対策推進協議会(連絡会等を含む。)、自治会等が整備されている地区を対象とし、20地区を限度とする。

## 第4 配布モデル事業実施地区の要件

配布モデル事業実施地区の要件は、次のとおりとし、当該地区において配布事業が円滑に行うことができると認められる地区とする。

- 1 一地区当たり配布対象となる高齢者(災害時要援護者)のみの所帯が、概ね100世帯以上であること。

- 2 配布事業を行う事により、住警器、消火器及び防災製品についての普及の促進に効果があると認められること。
- 3 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等の協力により、配布した住警器、消火器及び防災製品の設置等が適正に行うことができ、かつ、火災などの災害時に高齢者(災害時要援護者)への支援体制の環境が整っていること。
- 4 原則として、配布モデル事業実施地区は、過去に当「社会貢献委員会」から住警器、消火器又は防災製品の配布を受けていないこと。
- 5 配布モデル事業実施地区決定後又は配布事業実施にあたって、当該地区の住民や報道機関等に対し、配布事業の内容、実施等について積極的に広報し、情報提供することができること。

#### 第5 配布モデル事業実施地区の選定方法

- 1 配布モデル事業実施地区の選定については、応募のあった地区を対象に、「住警器等配布モデル事業実施地区選定委員会」において審議し、決定する。  
なお、審査は、提出された申請書により行うこととしており、当該申請書に記載されている配布モデル事業実施地区の実情、活動内容等に関する事項が対象となる。
- 2 配布モデル事業実施地区は、各都道府県において、原則として、2地区以内とする。  
ただし、当該地区において、特段考慮すべき事項や特に高い社会貢献が認められる事業提案が有るなど、選定委員会において決定した場合にあってはこの限りではない。

#### 第6 配布する住警器、消火器及び防災製品の数量

- 1 住警器2,000個、消火器500本及び防災製品500セットとする。
- 2 一地区当たり、原則として、住警器100個、消火器25本及び防災製品25セットを配布する。

#### 第7 申請手続等

- 1 第4に該当し、住警器、消火器及び防災製品の配布モデル事業を希望する者は、「住警器等配布モデル事業申請書」(別記様式)により、「社会貢献委員会」宛申請するものとする。  
なお、申請書類等は、極力電子メールにより、送信されたいこと。
- 2 社会貢献委員会は、住警器等配布モデル事業実施地区を決定した場合には、当該地区に係る関係者(申請者)に「住警器等配布モデル実施地区決定書」で、通知するものとする。  
なお、住警器等配布モデル事業実施地区を決定については、当機器協会のホームページにも掲載する。

- 3 住警器等配布モデル事業実施地区に選定されなかった申請者等に対しても、その旨を通知する。

#### 第8 住警器、消火器及び防災製品の維持管理等

- 1 配布後の住警器及び消火器の維持管理については、配布モデル事業実施地区の責任者（申請者）において、配布者に対し必要な情報等を提供し、適正に行われるよう配慮するものとする。
- 2 防災製品については、調理時等には必ず着用するなど、適正に使用されるように配慮するものとする。

#### 第9 その他

住警器等配布モデル事業実施後、概ね1年後にアンケート調査を行い、配布後の効果等について調査する。

#### 附 則

この要綱は、平成28年3月14日から実施する。

#### 申請に当たっての留意事項

- 1 実施地区は、できるだけ特定をしてください。
- 2 申請書2（5）及び（6）並びに3の記載事項については、できるだけ具体的に記述してください。
- 3 実施地区に住警器、消火器及び防災製品を配布することによる当該地区及び周辺地区への設置、普及の効果等について、具体的に記述してください。



## 平成28年度 住警器等配布モデル事業実施地区申請書

平成28年 月 日

一般社団法人全国消防機器協会「社会貢献委員会」殿

申請者

名称

住所

代表者氏名

連絡担当者氏名

連絡担当者住所

TEL

FAX

Eメール

住警器等配布モデル事業実施地区について、下記のとおり申請します。

記

1. 事業を実施する住宅防火モデル地区、協議会、自治会等の名称等

名 称

代表者役職

氏 名

指定（制定）年月日 昭和 年 月 日

2. モデル事業実施地区の状況

- (1) 実施地区の概況

① 名称

② 世帯数及び人口

世帯

人

③ 住警器の普及率

%

- (2) 実施地区内の高齢者（災害時要援護者）のみの世帯数

約 世帯

- (3) 消防団、婦人防火クラブ、老人クラブ等との協力体制

(住警器、消火器及び防災製品の配布・設置等、協力が得られる組織の状況)

協力が得られる組織数 組織

〃 人数 人

- (4) 過去に市町村等から、無償で住宅用火災警報器の交付を受けていますか。

有り ・ 無し

- (5) 過去に住宅防火対策優良組織等表彰を受けていますか。

有り ・ 無し

(6) 住宅用火災警報器の設置及び使用法の啓蒙活動について、現在取り組んでいる又は今後取り組もうと考えている内容がありましたら、具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

--

(7) 住宅防火対策に積極的に取り組んでいる内容（前年度の活動等）等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

--

3. 社会貢献事業実施にあたり、地区として特筆すべき内容等ありましたら具体例を箇条書きで下欄にご記入下さい。

--

※ 参考となる資料等につきましては、別途貼付してください。

## 「社会貢献委員会」の活動状況について

一般社団法人 全国消防機器協会（以下「協会」という。）は、社会の安全・安心に資するため、外部有識者を交えた「社会貢献委員会」（以下「委員会」という。）を平成16年に設置し、協会及び傘下団体各会員の活動を通じて、火災・災害による被害の軽減や地域における安全・安心の向上など消防防災分野における社会貢献活動を行っています。

平成16年度から27年度までの社会貢献委員会の活動状況等は、次の通りです。

### 1 「社会貢献委員会」の活動状況

#### （1）平成16年度

- ① 平成16年7月 「社会貢献委員会」を設置
- ② 平成16年9月 住宅防火対策推進協議会経由で、高齢者に向けた住宅用火災警報器を全国3地域(東京消防庁、名古屋市消防局、金沢市消防本部)に1,000個寄贈
- ③ 平成16年10月 新潟県中越地震被災者へ義援金を寄贈

#### （2）平成17年度

- ① 平成17年5月 福岡県西方沖地震被災地の玄界島に対し、可搬消防ポンプ1台を贈呈
- ② 平成17年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国10地域に寄贈

#### （3）平成18年度

平成18年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国15地域に寄贈

#### （4）平成19年度

平成19年11月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個を全国20地域に寄贈

#### （5）平成20年度

平成20年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器2,000個及び住宅用消火器500本を全国20地域に寄贈

#### （6）平成21年度

平成21年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを4地域)に寄贈

#### （7）平成22年度

- ① 平成22年10月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器4,000個及び住宅用消火器500本を全国25地域(その他に住宅用火災警報器のみを5地域)に寄贈
- ② 平成23年3月 東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金を寄贈

(8) 平成 23 年度

平成 23 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個を全国 20 地域に  
寄贈

(9) 平成 24 年度

平成 24 年 10 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器  
500 本を全国 20 地域に寄贈

(10) 平成 25 年度

平成 25 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器  
500 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

東京都墨田区の石原三丁目町会に対して (東京消防庁 本所消防署)

(11) 平成 26 年度

平成 26 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個及び住宅用消火器 5  
00 本を全国 20 地域に寄贈

贈呈式

日立市女性防火クラブ連絡協議会久慈濱女性防火クラブに対して (日立市消防本部)

(12) 平成 27 年度

平成 27 年 8 月 高齢者世帯に向けた住宅用火災警報器 2,000 個、住宅用消火器 500  
本及び防災製品 (防災エプロン及び防災アームカバー) 500 セットを全国 20 地域に寄  
贈

① 贈呈式

日時 平成 27 年 9 月 4 日 (金) 14 時から

場所 名護市役所 庁議室

開 会 (14 : 00)

(司会 鈴木)

挨拶 全国消防機器協会会長 北爪 敬治

名護市市長 稲嶺 進 様

贈 呈 住宅用火災警報器等の贈呈

受領者 名護市市長 稲嶺 進 様

受領者 世富慶区自主防災会 本部長 玉城 亀夫 様

贈呈者 全国消防機器協会会長 北爪 敬治

謝 辞 世富慶区自主防災会 本部長 玉城 亀夫 様

記 念 撮 影

懇 談

閉 会 (14 時 30 分)



② 住宅防火対策等に関する研修会 共催 名護市消防本部  
 一般社団法人 全国消防機器協会  
 開 会 (15:00) (司会 鈴木)

◆挨拶 一般社団法人全国消防機器協会 会長 北爪 敬治  
 名護市消防本部 予防課 課長 島袋 一史 様

◆講 演 (15:10)

1 住宅防火対策の現状 (40分)

消防庁予防課 課長補佐 小富士 貴 様

2 廃消火器リサイクルシステムについて (10分)

一般社団法人日本消火器工業会 常務理事 宮崎 勝美 様

3 住警器に関する取り組み等について (10分)

一般社団法人日本火災報知機工業会

住宅防火推進特別委員会 委員長 阿久津 昌司 様

4 身の回りの防災化による防火の推進 (10分)

公益財団法人日本防災協会 総務部次長 近藤 敦彦 様

5 その他情報提供 (10分)

一般社団法人日本消火装置工業会 (常任理事 小林 健 様)

一般社団法人全国消防機協会 (常務理事 鈴木 和男)

閉 会 (16:30)

